本則中「含む」の下に「。以下同じ」を、「三年間」の下に「（同法第百二十五条の十二第二項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条の七ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十九号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百二十五条の十二第三項において準用する同法第百十三条の二第五項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条の七ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百三十六条の三第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十号（漁業災害補償法第百三十六条の二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「第百三十六条の二第二項」を「第百三十六条の三第二項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を、「三年間」の下に「（同法第百三十六条の三第二項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十四条ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百三十六条の三第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十四条の二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十一号（漁業災害補償法第百三十六条の二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百二十四条の二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「第百三十六条の三第三項」を「第百三十六条の三第四項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百三十六条の三第四項において準用する同法第百二十四条の二第四項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十四条ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「算出した額）」の下に「（当該直前契約に係る共済責任期間を漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）第四十九条ただし書（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により規則第四十九条ただし書第二号に定める期間とした場合にあっては共済契約者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日の二月前の日前五年間における令第十一条に規定する期間の操業に係る月ごとの漁獲金額を勘案して当該共済責任期間を一年間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額、当該継続契約に係る共済責任期間を規則第四十九条ただし書の規定により同条ただし書第二号に定める期間とした場合にあっては共済契約者の営む当該漁業の当該直前契約に係る共済責任期間の開始日の二月前の日前五年間における令第十一条に規定する期間の操業に係る月ごとの漁獲金額を勘案して当該直前契約に係る共済責任期間を規則第四十九条ただし書第二号に定める期間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額）」を加え、表中「漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十三号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「第百三十六条の二第三項」を「第百三十六条の三第三項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百三十六条の三第三項において準用する同法第百二十四条の二第四項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十四条ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「第百三十六条の二第三項」を「第百三十六条の三第三項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百三十六条の三第三項において準用する同法第百二十四条の二第四項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十四条ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十四号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「第百三十六条の二第四項」を「第百三十六条の三第四項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百三十六条の三第四項において準用する同法第百二十四条の二第四項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十四条ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十五号（漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「第百三十六条の二第四項」を「第百三十六条の三第四項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百三十六条の三第四項において準用する同法第百二十四条の二第四項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十四条ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十六号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「第百三十六条の二第四項」を「第百三十六条の三第四項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百三十六条の三第四項において準用する同法第百二十四条の二第四項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十四条ただし書（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十七号（漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂